

令和2年度事業計画書

一般財団法人 日本自転車普及協会

令和2年度 事業計画書

I. 事業の概要

自転車は近距離交通手段・運搬手段としての利便性・経済性が高く、通勤・通学・買い物等広く市民生活の中で利用されてきた。加えて、現代人の健康志向を受けてスポーツ・レクリエーションの用具としての活用も高まってきている。また、国連サミットで「持続可能な開発目標 SDGs」が採択され、地球温暖化防止が世界的な緊急課題となってきた中、その対策の一つとして自転車の無公害・省資源性が注目されていることなどから、一層の自転車利用が進んでいる。

しかしながら、自転車乗用環境はいまだ十分に整備されておらず、自転車利用者のモラルの低下などによる鉄道駅周辺や商店街地区等に見られる自転車の大量放置問題も十分に改善されているとは言い難い状況にある。また、交通ルール・マナーに関する教育も十分とは言えず、取り締まりも追いついていない中、自転車交通事故の減少は鈍く、未だに交通事故の約2割で推移している。特に、歩道上においての人と自転車の事故が目立っており、事故の補償を巡るトラブルの増加、賠償金の高額化など、深刻な社会問題となっている。

こうした中、平成 27 年 6 月 1 日より改正道路交通法の一部が施行され、信号無視、酒酔い運転などの違反を繰り返す悪質な自転車運転者に対し、安全講習の受講が義務付けられ、自転車の安全利用促進に繋がることが期待されるが、違反者のみならず、一般の児童・生徒・学生・社会人・高齢者が、自転車の安全利用や健康効果について適切に学べる機会をより一層充実することも求められている。また、自動車運転者に対しても、自転車が車両の仲間であり、車道通行が原則であることや、相互安全への意識を啓発して行く必要がある。

さらに、平成 29 年 5 月 1 日付で『自転車活用推進法』が施行され、同法第 12 条で国土交通省に『自転車活用推進本部』を設置。当会が自転車月間推進協議会事務局として普及啓発してきた「5月5日は自転車の日」「5月は自転車月間」が同法第 14 条で定められた。

平成 30 年 6 月 8 日付で、政府の『自転車活用推進計画』が閣議決定・公表されたことを受けて、現在 47 都道府県・各市区町村においても計画立案が検討され始めている。

また、同年 10 月 26 日付で、堺市で開催された『第 7 回自転車利用環境向上会議』に先立ち、第 2 回『全国自転車議員ネットワーク』会合が併催。そして、同年 11 月 15 日付で、『自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会』が発足。

加えて、自転車活用推進本部が主催する『自転車活用推進官民連携協議会』が発足し、自転車活用推進本部を構成する全 9 府省庁・自転車関係団体等全 17 団体の一翼を担い、本会も参加要請を受けて参画し、令和 2 年 3 月 26 日(木)に第 2 回協議会に出席する。

今後、関係省庁や地方自治体とより一層積極的に連携し、自転車専用レーンの設置をはじめとする自転車の乗用環境の整備を積極的に押し進めていくとともに、さらなる道路交通法等関連法規の見直しを提起し、併せて、自転車利用者に対し交通規則遵守、マナーの向上を促す啓発活動を実践していくことが重要となっている。

国民が自転車を安全かつ快適に利用できる環境の早期実現を目指し、自転車利用により得られる様々な社会的効用を広めるため、当会が運営する「自転車文化センター」を広く一般市民を対象とした情報発信拠点の 1 つとすると共に、自転車安全利用の普及啓発、環境の整備促進等に資する下記事業を、関係各方面の協力を得て実施していくものとする。

1. 自転車競技の普及促進及び競技力向上に資する事業【※1】
 - (1) ツアー・オブ・ジャパン開催に関する事業
 - (2) ツアー・オブ・ジャパン富士スピードウェイ・東京ステージ開催及び広報に関する事業
2. 自転車安全利用等、自転車と人にやさしい健康で安全な社会づくりを推進する事業
 - (1) 自転車月間推進事業【※1】
 - (2) 自転車文化センター運営事業【※2】
 - (3) バイコロジー推進事業【※2】
 - (4) セミナー開催
 - (5) 自転車ポタリング
 - (6) 自転車利用実態調査
 - (7) 環境イベント等との連携事業
 - (8) サイクルツーリズム推進事業
3. 自転車 ADR 事業
4. 自転車関連機器の普及等事業
5. 財団の運営等に関する業務

II. 実施内容

1. 自転車競技の普及促進及び競技力向上に資する事業【※1】

5月の「自転車月間」の主要行事として、我国における自転車競技の普及発展に資するため、UCI(国際自転車競技連合)公認の日本唯一の都府県をまたぐステージレース「2020 ツアー・オブ・ジャパン」自転車ロードレースを、2020年5月17日～5月24日に開催する。日本唯一のUCIクラス2.1のステージレースであるため、海外チームからも出場オファーが多数寄せられる大会となった。これにより、一般観客に向けた自転車競技の普及促進、既存ファンの満足度向上、新規ファンの獲得、さらに直後に開催される2020年東京五輪に向け、海外の強豪選手と共にレースを走ることにより国内選手の自転車競技レベルの向上を図り、自転車ロードレース出場枠の増大に寄与する。コースについては、堺、京都、いなべ、美濃、南信州(飯田市)、富士スピードウェイ(小山町)、富士山(小山町)、東京の全8ステージ(最大日程の8連戦)、総走行距離766.3kmで、国内8チーム、海外8チーム計96人の選手参加により実施する。

観客増への対応や2020東京五輪自転車ロードレース開催への応援機運醸成も視野に入れ、富士スピードウェイ内に特設周回コースを設定し、静岡県庁とも連携して児童・生徒の観客動員を実施する。

本大会は公道を使用して行うレースであり、広く一般に対し、いまだ軽視されがちな「自転車は軽車両である」という認識を高め、自転車走行環境の整備、利用者の交通ルール遵守、走行マナー向上等の重要性の周知を図り、さらに、身近である乗り物「自転車」によるロードレースを通し、その魅力・素晴らしさや可能性をPRすることで、我が国の自転車市民権の確立を目指す。

本大会の開催に際しては、これまで長年に渡って多くの団体・企業・組織の方々から多大なるご支援を受けてきたが、本年度も継続してNTN株式会社(※東証一部上場の

国内第2位・世界第4位のベアリングメーカー)から4年目となる大会冠協賛のご支援を頂くことになった。自転車ロードレースの持つ魅力が広く一般に浸透・支持されてきていることと、TOJ が取り組んできた地域貢献活動が重要視されている結果であり、我が国における自転車スポーツの更なる発展につながるものと期待される。

また、本大会を開催している地域の知名度の向上、大会を観光資源の一つとしたスポーツツーリズムの確立、地域の文化や経済の活性化に繋がる地域興しのモデルケースとなるよう努めていく。

(1) ツアー・オブ・ジャパン開催に関する事業

全ステージに関わる共通運營業務として、参加チームの招聘、宿泊・輸送に関する業務、競技の運営に関する業務、競技機材の設営・設置業務、各ステージ実行委員会との連絡調整業務を行う。

(2) ツアー・オブ・ジャパン富士スピードウェイ・東京ステージ開催及び広報に関する事業

富士スピードウェイステージ・東京ステージの会場設営、警察を始めとする関係機関との連絡調整業務、大会運營業務を行う。

大会冠協賛社であるNTN株式会社のネーミングライツによる追加サポートを受け、ステージ名称を『富士スピードウェイ”回る学校”ステージ』とし、同社陸上競技部とも連携し、”回る学校”の体験企画を他のステージよりもさらに充実させると共に、直後に開催される2020東京五輪自転車ロードレースへの地元応援機運醸成のため、静岡県庁による県内児童・生徒の観戦動員を実施し、地元・小山町役場等関係自治体ともより一層連携を深める。

東京ステージでは、スタート地点を日比谷シティ前に戻した上、自転車活用推進法のPRを目指したパレード走行を実施し、ファンサービスを拡大することにより、一般観客やマスコミへさらなる自転車競技のPRを行う。

また、大会広報業務として各種印刷物の作成、大会総集編のテレビ放映、会場内広報業務、プレス対応業務及び賞典業務を行うほか、レース映像のライブストリーミング配信を行い、来場している観客だけでなく、一般の方にも自転車ロードレースの観戦機会を創出することで、ファンの拡大を図る。

さらに、大会をグレードアップするため、国内外の自転車競技事情に精通した有識者を大会事務局に迎え、運営強化を図る。

加えて、アメリカプロバスケットボールリーグやヨーロッパプロサッカーチームグッズ等の制作・販売ノウハウを取り入れ、本大会グッズをより一層充実させることで、一般観客サービスの向上、またグッズを通して大会のPRを実施する。

本年度は、2020年東京五輪開催まで、残り2ヶ月を切るタイミングであり、東京五輪自転車ロードレース競技関係者から本会事務局に対してオートバイ審判の実地訓練協力要請を受けていることから、「ALL JAPAN」の取り組みである東京五輪と自転車ロードレース種目運営準備に関する支援も可能な限り実施することを目指すと共に、本大会の魅力を増すことに繋がる新規ステージ開催候補地も模索する。

*** 自転車競技の普及促進及び競技力向上に資する事業(2020 ツアー・オブ・ジャパン)については、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症拡大の影響により開催中止とする。**

2. 自転車安全利用等、自転車と人にやさしい健康で安全な社会づくりを推進する事業

(1) 自転車月間推進事業【※1】

自転車を安全に利用するための環境整備や正しい乗り方の普及啓発を目的として制定された自転車月間の趣旨を広く知らしめるため、5月5日に自転車の日記念行事「サイクルドリームフェスタ2020」を、大勢の来場が見込め自転車試乗会などが実施できる明治神宮外苑いちょう並木通りと神宮外苑外周道路一部において開催する。

【※開催当日、東京五輪陸上競技テストマッチが新国立競技場と聖徳記念絵画館前で同日開催されることとなったため、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会および(公財)日本陸上競技連盟と協議の上、双方の事業が円滑かつ効果的に開催できるよう連携を図る。】

周辺環境と交通アクセスに恵まれた同所での開催により、直近4年間出展社・来場者共に連続して増加していること、毎年同じ場所で開催することで、広く一般への周知が広がり「また来たい」という意見も多いことから、今年度もさらに出展社を増やし、自転車専門誌やフェイスブックなどを利用し広報を充実させ、さらなる来場者の増加を図り、2ヶ月後に開催される東京五輪の盛り上げに繋げていけるイベントを目指す。

また、平成29年5月1日付で施行された「自転車活用推進法」第14条で「5月5日は自転車の日」・「5月は自転車月間」と定められたことを受けて、国土交通省内に設置された自転車活用推進本部や地方自治体等関係機関と連携して、より一層自転車の有効活用と利用促進の普及啓発に努める。

- ① 自転車交通安全教室
- ② 自転車キッズ検定
- ③ 自転車体験試乗会(高級スポーツバイク、電動アシスト車、子供用自転車)
- ④ おもしろ自転車試乗会
- ⑤ 自転車安全走行シミュレーターコーナー
- ⑥ 自転車メンテナンス講座
- ⑦ 自転車輪行実演
- ⑧ 自転車月間PR
- ⑨ 発電自転車体験
- ⑩ 協賛ブース展示
- ⑪ スタンプラリー
- ⑫ 各種トークショー
- ⑬ AED実演

等の企画内容(予定)で実施する。

また、自転車月間事業を円滑に推進するため、自転車月間推進協議会総会を適宜開催する。

*** 自転車月間推進事業(サイクルドリームフェスタ 2020)については、新型コロナウイルス**

(COVID-19)感染症拡大の影響により開催中止とする。

(2)自転車文化センター運営事業【※2】

自転車に関する総合情報提供施設「自転車文化センター」を拠点に、地域を始め広く一般市民を対象に、自転車に関する正しい認識と理解を深め、自転車文化を醸成するため、次の事業を行う。

① 自転車に関する総合情報提供事業【※2】

自転車に対する市民の関心は高く、各種自転車情報収集のニーズがあるほか、メディアからの問合せに関しても年々関心の高まりを感じるため、国内外の自転車関連資料及び情報の調査・収集を行うとともに更なる充実を図る。

収集した資料・情報は、データベースで管理し、研究成果と併せて、展示やスタッフの対応を通して来館者に提供する。

また、自転車文化センターのホームページにおいて成果を広報する。

② 自転車に関する企画展の実施【※2】

乗り手の体格や用途に合わせてオーダーメイドで創る高い技術を持った職人・専門メーカー等が製作した自転車・パーツの展示会「ハンドメイドバイシクル展」は、職人の匠の技を直接体感出来る質の高い展示会であり、「主催者ブース」や「トークショー」など、初心者から自転車愛好家まで様々なニーズに沿った内容で実施し、出展社や来場者の満足度も高まってきている。日本の伝統工芸である自転車製作の技を、更に多くの方へ周知出来るよう「見て」「聞いて」「話して」「体験」出来る自転車産業の振興と、人にやさしい健康で安全な社会作りの推進を目指しイベントを開催する。

③ 自転車に関するテーマ展示【※2】

来館者に対して自転車の魅力を紹介し、新たな活用方法を知ってもらい、さらに自転車ファンを増やすことを目的として、下記のテーマ案を元に館内ギャラリー・ライブラリーで展示を実施する。

(テーマ案)

- ・『自転車月間 PR(「サイクルドリームフェスタ 2020」「2020 ツアー・オブ・ジャパン)』
- ・『ケイリンの魅力』展
- ・『求められる電動アシスト自転車(現代社会のニーズの変化)』展
- ・『ランドナー自転車』展
- ・『ブランド自転車の歴史』展

上記の中から4つのテーマ展示、その他特別展示などを実施しながら展示の拡充を図る。

④ 自転車教室(楽しさと安全利用)【※2】

自転車の仕組みや、特性、ルールや安全で楽しい乗り方など、自転車の健全な普及啓発を図るため、一般の人々が参加・体験できる出張教室を開催する。

今年度は、小学生を対象に「夏休み自転車教室」や、幼児から小学生低学年を対象に「自転車乗り方教室」を継続的に開催し、自転車の素材・構造・ルールとマナーなど、自転車独自のしくみを体験・分解などを行いながら、特別キットを用いて

詳しく解説し実施する。自転車の楽しさや素晴らしさに加え、自転車の特性、点検等の知識を正しく教える機会を提供する事で、安全で楽しい自転車の乗り方や関心を高める。

また、地方自治体・シルバー人材センターや、「自転車通勤」を認めている民間企業又は団体からの依頼も増え、自転車シミュレーターや交通安全体験機器を活用し、若年層から高齢者等、自転車通勤者の自転車利用状況に合わせた内容、特に高齢者対象には実技を踏まえた出張自転車交通安全教室を適宜開催するほか、自転車の乗り方指導からサイクリングの楽しさの講習なども併せて開催する。

⑤ 自転車常設企画展示

年間約 50 万人が来館する「科学技術館」(千代田区北の丸公園内)2 階に、歴史的自転車実物等の展示室『自転車広場』を出展する。【※2】

また、年間約 10 万人が来場する日本サイクルスポーツセンター及び 250mトラックによる自転車競技場「伊豆ベロドローム」(静岡県伊豆市)において、歴史的自転車と当センターの施設紹介展示を行っていたが、東京 2020 オリンピック・パラリンピック会場整備工事に伴う施設休業のためその期間は展示を休止する。

これらの施設に来場する社会科見学の小中学生や家族連れ、および自転車競技関係者に対し、展示を通じて自転車文化の醸成と理解促進を図る。

⑥ 自転車利用環境調査研究 【※2】

自転車は、その歴史や交通安全対策、事故防止策、またスポーツやレジャー等余暇を楽しむ道具として、国、地方自治体、公益団体、民間企業(メディア等含む)、一般等から幅広く様々な情報提供・提案が求められている。こうした声を受け、当センターでは、これまで実施してきた講習会の実績も踏まえ、最新自転車シミュレーターや交通安全体験マシンを活用した体験型教室を実施する中で、体験者の実施結果を分析、取りまとめを行いその内容を情報発信していく。

また、自転車活用推進計画の中で、全国においてサイクリングマップ作製の施策が進められており、当センターでは都道府県、市町村、観光協会などと協力して、こうしたサイクリングマップを集めて来館者へ紹介し好評を得ている。しかしながら自転車の利用状況における自転車事故件数は、全国的には 2 年連続減少しているものの、東京都は 2 年連続して増加している。こうした現状を受け、本会では東京都心であり自転車利用者も多くみられる地域にある自転車文化センターを起点とした、自転車初心者から上級者までが充足する各種情報を明記した「サイクリングマップ」を作成し、当センターの来館者に対し、これらの情報を提供することで、自転車の更なる安全普及の啓発を図る。

(3) バイコロジー推進事業 【※2】

自転車と人にやさしい健康で安全な社会作りを推進する活動や地球環境にやさしいなど数々の利点を持つ自転車の活用を一層進めるバイコロジー運動推進事業「バイコロジー＝バイク(自転車)+エコロジー」については、『自転車活用推進法』第 8 条における自転車活用の推進に関する重点施策として掲げられている 15 項目のうちの複数に合致していることから、より一層の自転車活用推進を目指した事業を全国で展

開して行く。また、本事業を円滑に推進するため、バイコロジーをすすめる会総会を開催する。

① バイコロジー地方組織開催事業

全国 27 バイコロジー地方組織と連携を取り、「全国統一自転車利用促進キャンペーン」(「春の全国交通安全運動」「5月自転車月間」「秋の全国交通安全運動」の年 3 回)、「自転車による福祉・健康増進事業」を行う。キャンペーンに際しては、自転車安全啓発品を作成し、各バイコロジー組織のメンバーが駅前や街頭などにおいて、広く一般市民に対して啓発品を直接手渡ししながら、自転車の安全利用を呼び掛ける。

加えて自転車安全教室やサイクリング大会等をそれぞれの地域で開催し、自転車を安全に楽しく利用してもらうための正しい知識を訴え、意識の向上を図る。

また、事前・事後の情報発信を、バイコロジーホームページを通じて行い、全国的なバイコロジー運動の浸透を図る。

② バイコロジー地域リーダー育成ブロック別会議

自転車を安心して乗ることが出来る環境づくりや、今後の自転車のあり方等について情報交換するためのブロック別会議を開催することにより、地方におけるバイコロジー運動のリーダーを育成し自転車市民権運動の活発化を図る。

本年度は、自転車活用推進官民連携協議会等で得られた、自転車利用者が安心・安全に乗れる有益な情報を元に、本会担当者と各地方組織担当者が北海道・東京・京都・福岡の 4 ケ所(※予定)に集い、ブロック別会議を実施して情報交換と活動の活性化を図る。

(4)セミナー開催

新しい自転車利用の社会的認知を図るとともに、高付加価値自転車の普及等を目的として、自転車利用による地球環境への負担軽減、サイクルスポーツによる健康増進や青少年の健全育成、文化・技術面、交通事故対策、交通ルールの遵守、走行環境整備など、「自転車が果たす社会的な役割」を広く一般に啓発し、様々な問題を共に考える場として、有識者を講師として招き、セミナーを計 5 回程度開催する。

また、セミナーの普及啓発効果の拡大を図るため、YouTube等を活用した動画配信の取り組みを行う。

(5)自転車ポタリング

自転車の安全で正しい利用方法や、自転車でのちょっとした散歩のような楽しみ方の普及を目的とした参加体験型の「ポタリング」を、東京近郊で年 1 回程度開催する。実施にあたっては、事前に交通規則等の講習会を実施し、走行中は、ルール遵守の啓発を併せて行い、「自転車は車両の仲間」であることを実感していただきながら、心身をリフレッシュする楽しい余暇としての自転車利用を提案する。

(6)自転車利用実態調査

自転車は車道の左側走行が原則であるが、東京都内における自転車の走行状況等

の実態を把握するため、実際の走行空間、危険走行の実態等の調査を行い、そのデータを活用（WEB 公開等）し、一般の方に車道走行を認知していただくことを目的に実施する。調査は、自転車利用者の多い自転車総合ビル前において、毎日（休館日を除く）午前・午後各 1 回実施し、ルール・マナー遵守等の啓発を図る。

なお、昨年度は、認知いただきたい情報として、走行空間・危険運転行為・子乗せ自転車の運転（ヘルメットの着用）・雨天時の運転（合羽着用、傘さし運転）の調査を重点的に行ったが、今年度は、調査・公開方法を整理した上で、WEB への公開を行う。

(7)環境イベント等との連携事業

自転車地球環境にやさしい乗り物であることから、意識の高い国民への自転車利用の促進、ひいては循環型社会の中で自転車を重要な交通手段として位置付ける機運の醸成を図るために、五輪に向けた自転車スポーツ応援機運醸成のための大会や環境イベント等を主催している団体などと連携を図る。

(8)サイクルツーリズム推進事業

自転車活用推進法第 8 条『重点的施策』第 14 項に掲げられている「自転車を活用して国内外からの観光旅客の促進、観光地の魅力の増進その他地域の活性化に資するものに対する支援」にあるとおり、近年国土交通省・観光庁を始め、地方自治体や「道の駅」等を運営する第三セクターなどの公的機関が、積極的にサイクルツーリズムによる地域活性化に力を入れていることから、こうした事業を推進する地方自治体等からの要請を受けて、自転車による地域活性化のためのコンサルティング・イベント実施等の業務を受託する。

3. 自転車 ADR 事業

自転車と歩行者、自転車同士の事故が増加している中、保険制度の未整備や賠償責任意識の希薄さから、自転車関連事故における当事者間の紛争も増えている。また、自転車の交通事故を専門に扱う機関がないことから、紛争処理に多大な経費・労力がかかることや、結果として泣き寝入りになることが見受けられる。こうした状況を鑑み、本会が自転車関係団体等の協力の下、自転車専門の ADR センターを立ち上げた。

本年度においては、引き続き、「自転車 ADR センターのウェブサイト」を活用した事業の広報を行うとともに、業務体制を充実させ、より一層の自転車事故に関する紛争解決・防止に努める。また、自転車交通事故に関連する情報の収集方法を確立するとともに、本センターが取り扱った事故・紛争事例の分析から自転車利用者への事故予防啓発を行い、ひいては自転車に関する法制度の整備・発展につなげていくものとする。

4. 自転車関連機器の普及等事業

自転車競技運営に欠かせない映像機器、投票業務用機器等自転車競技用機器等のリースを、希望者に対して実施し、自転車競技施設の近代化に寄与する。また、自転車競技の円滑な運営と高い競技レベルの維持に資するため、競技用自転車タイヤに関し、本会で製品の備蓄を行い、利用者に販売する他、関連する自転車アクセサリーの販売も行う。

5. 財団の運営等に関する業務

「自転車総合ビル(目黒)」については、引き続き、ビルのオーナーとして、管理運営・保守業務を行うこととする。なお、ビル竣工(平成4年1月)から28年経過しているため、必要に応じて、その他の修繕も行っていくこととする。

また、「赤坂インターシティAIR」については、同ビルの管理運営・保守業務を赤坂インターシティマネジメント㈱に引き続き委託し、安定的な不動産賃貸収益を確保する。

財団の運営については、5月と翌年3月に通常理事会を開催するとともに、定時評議員会を6月に開催する。なお、今期においては、評議員・理事各1名を除き改選となる。

また、6月に今年度の公益目的支出計画実施報告書を内閣府公益等認定委員会に提出する予定である。

***【※1】の事業については、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大の影響により開催中止とする。**

***【※2】の事業については、(公財)JKAからの公益振興補助事業として実施する。**